

第2回 プラットフォームにおける データ取扱いルールの実装に関する検討会

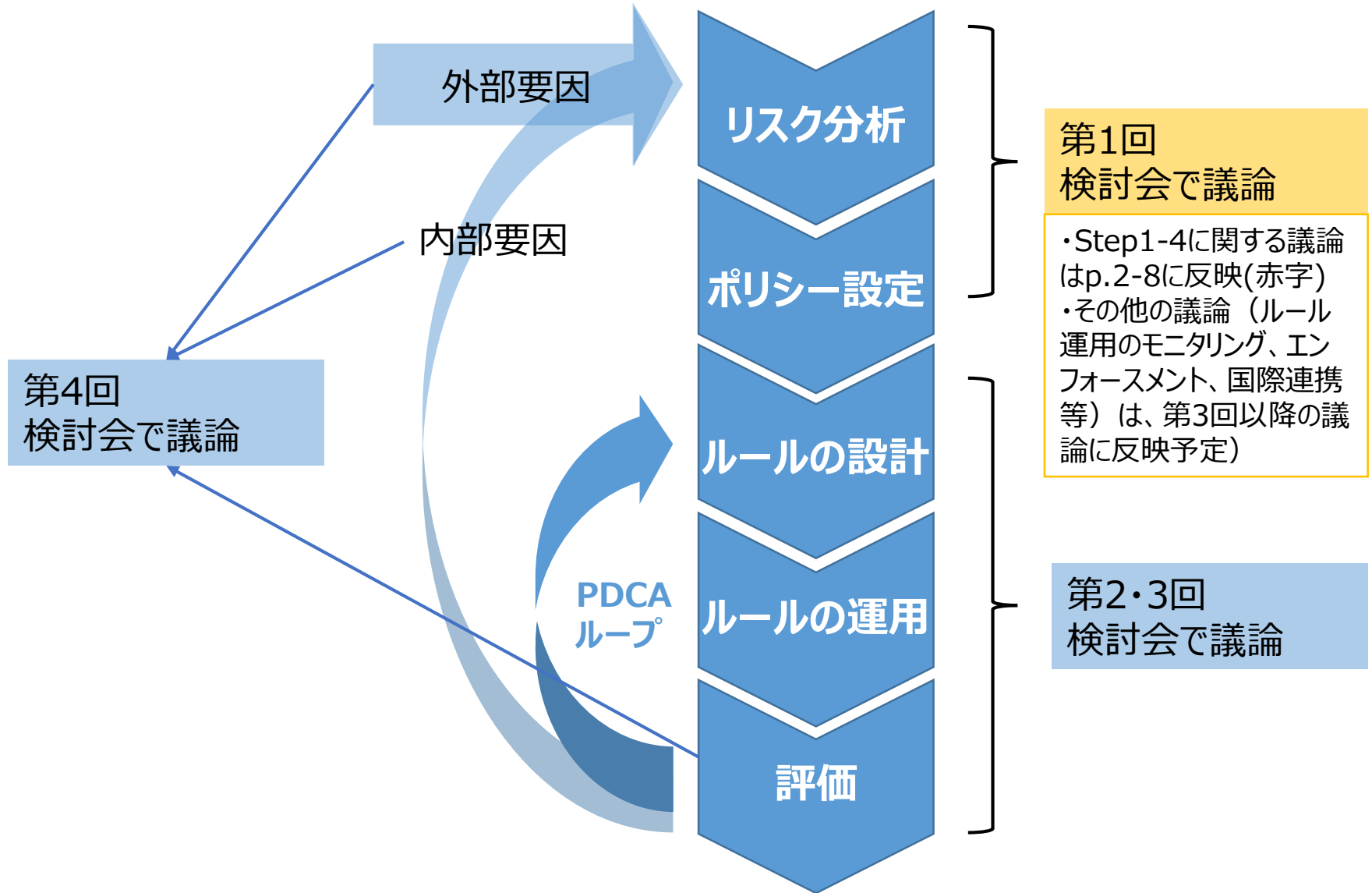
事務局説明資料

2021年9月17日

デジタル庁

内閣府 知的財産戦略推進事務局

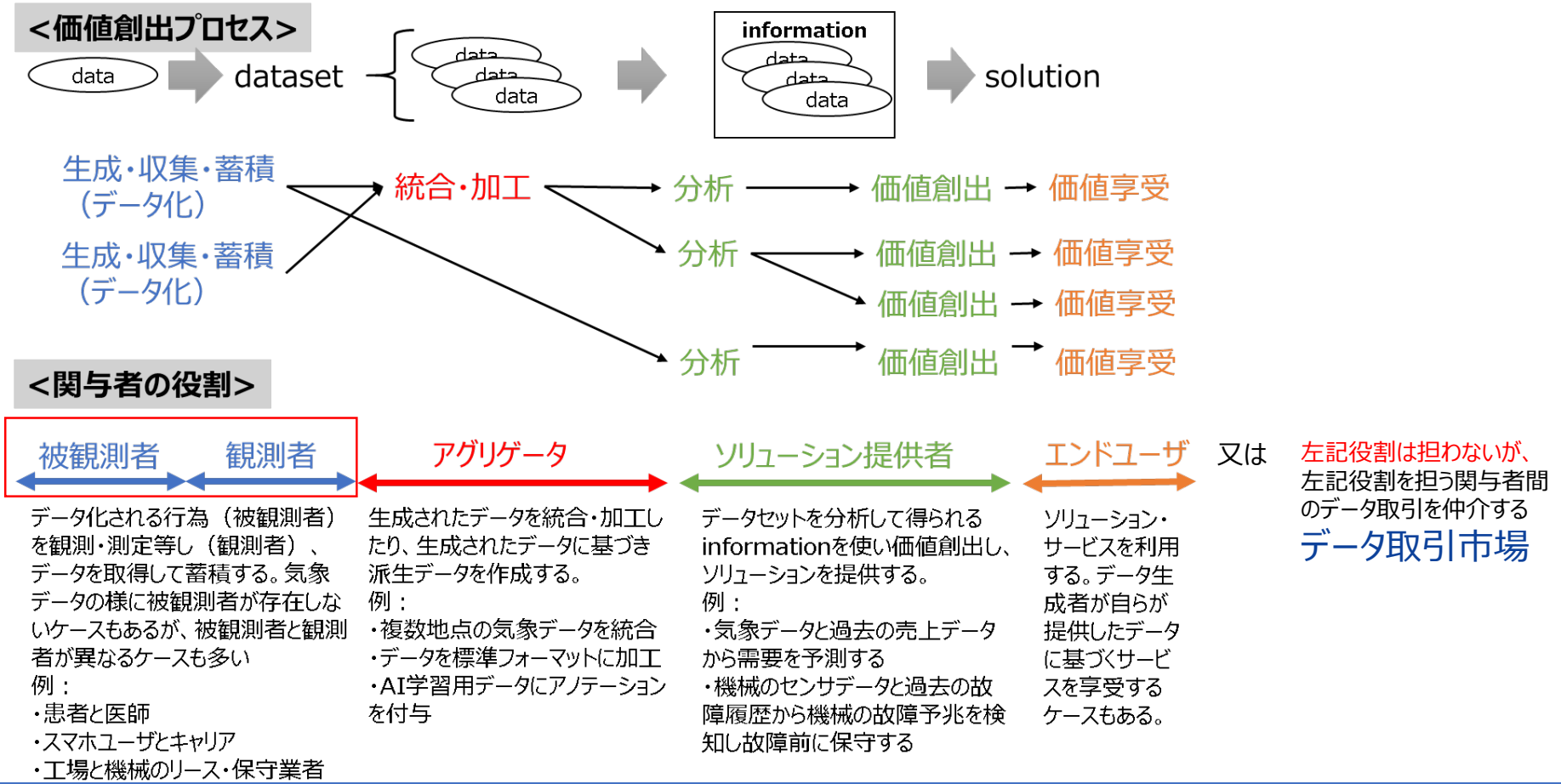
第1回検討会の振り返り



リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step1

Step1 : データからの価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

- ・ 求められている価値（データ利活用により創出することが期待されている価値）、
 - ・ 必要となるデータ、
 - ・ 関与者を特定して、
- データからの価値創出プロセスと関与者を描き、当該プロセスにおけるPFの役割を確認する。



リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step1の留意点

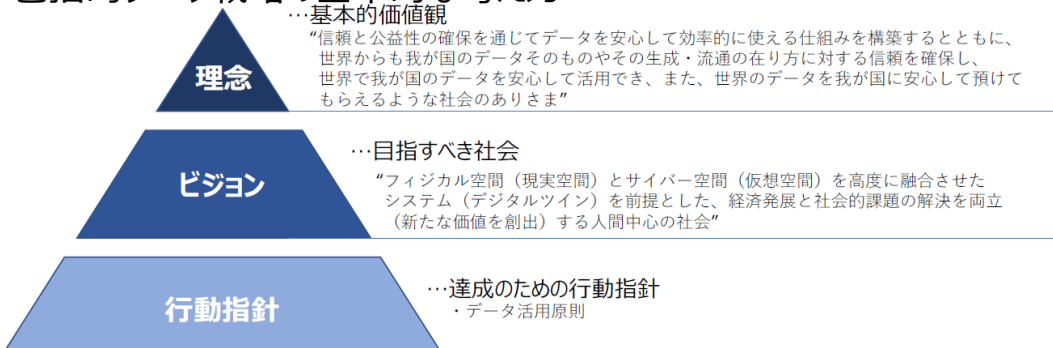
1. 価値創出プロセスの関与者だけでなく、関与者となり得る者や、提供される価値に対して利害・関心を持つ者もステークホルダーである。求められる価値を特定する際には、価値創出プロセスの関与者にとっただけでなく、これらステークホルダーについても適切なものであるか（例：価値を享受しない者に対して差別的な扱いをもたらす恐れはないか）確認する。
例：特定事業者の間で価格や販売数量のデータをやりとりすることはカルテルに該当するおそれあり
2. 必要なデータを特定する際には、これが「求められる価値」と比して均衡性があるか、必要以上のデータを扱おうとしていないか確認する。
例：機械の保守・メンテナンスサービスを提供する名目で、保守・メンテナンスに関係のない情報まで取得しようとしていないか
3. 関与者を特定する際には、観測・測定・記録等によりデータ生成に貢献する観測者の他に、観測・測定・記録の対象となる被観測者の有無も確認する。観測者と被観測者とは、データに対する利害関心が大きく異なる。
例：街に設置されたカメラ画像を分析して混雑状況を3段階評価して提供する場合、ユーザにとっては行動監視に対する懸念が最大の関心事である一方で、混在状況情報の提供者にとっては提供先による流用の懸念も大きい。
4. 求められている価値が複数想定される場合は、各価値ごとに価値創出プロセスと関与者を描く。
例：あるPFを通して流通するデータが、患者個々人の医療カスタマイズサービスにも創薬にも利用されることが想定されるなら、各々について価値創出プロセスと関与者を描く。
5. エンドユーザが享受する価値について、価値創出プロセスを描く。PFがソリューション提供者以外の役割を果たす場合は、求められている価値はPFが参加者に直接的に提供する価値とは一致しないことに注意。
例：PFがアグリゲータの役割を果たす場合も、エンドユーザが享受する価値まで価値創出プロセスを描く
6. PFが価値創出プロセス（被観測者、観測者、アグリゲータ、ソリューション提供者、エンドユーザ）の一部・又は複数を担当する場合（データサービスPF）も、自らは価値創出プロセスを担わず関与者間のデータ取引を仲介する（データ取引市場）場合もある。両者が負うリスクは異なるため、PFがどちらの役割を担うか区別しておく。
例：データ取引市場は、データ提供者からデータを一時的に受領し対価の支払いを確認した後にデータ利用者へデータを引き渡すことはあり得るが、データを継続的に保管する観測者やアグリゲータ、ソリューション提供者に比べれば、データ取引市場が負う情報セキュリティリスクが低い。

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step2

Step2 : リスクの特定

関係者のデータに対する利害・関心を把握し、下記、「リスクを特定する際の着眼点」にてらして、誰のどのような利害・関心がデータ流通の阻害要因となるかを検討することで、価値創出プロセス上のリスクを特定する。

包括的データ戦略の基本的な考え方



- ① データがつながり、いつでも使える
・つながる（相互運用性・重複排除・効率性向上）
・いつでもどこでもすぐに使える（可用性・迅速性・広域性）
- ② データを勝手に使われない、安心して使える
・自分で決められる、勝手に使われない（コントロールレジ、プライバシーの確保）
・安心して使える（セキュリティ・真正性・信頼）
- ③ 新たな価値の創出のためみんなで協力する
・みんなで作る（共創・新たな価値の創出・プラットフォームの原則）

データ流通の阻害要因（再掲）

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール（再掲）

a	提供データについて関係者の利害・関心の表明
b	意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入
c	データに関するガバナンスの構築
d	公正なデータ取引の担保
e	ロックイン防止のための仕組みの導入

包括的データ戦略の「行動指針」の②に対応

リスクを特定する際の着眼点

1. プライバシーの尊重
2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重
3. 公正な取引の実施
4. 1.～3.のためのガバナンスの構築

「データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール」をカバー

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step2の留意点

1. 「プライバシーの尊重」について

- 被観測者（データ主体）だけでなく被観測者となり得る個人もステークホルダーである。前者だけでなく後者に対してもプライバシーに対する懸念・不安を抱かせる恐れがないか検討することが重要。

2. 「知的財産及び経営上の機微情報の尊重」

- 提供されるデータについて、誰に何について（アクセス可能な者の範囲、データの利用目的等）コントロールが必要か、という視点を踏まえ検討する。

3. 「公正な取引の実施」について

- データ利用目的が公正性を欠くものとなるおそれを検討する。
- データ取引条件が公正性を欠くものとなるおそれを検討する。
- 規模の経済やネットワーク効果により弊害が生じるおそれはないか検討する。

4. 「ガバナンスの構築」について

- PFから撤退する参加者に対して撤退後もエンフォースメントが可能かどうか検討することも必要。
- 未然に防止すべきリスクと共に、紛争・損害が生じた際の対応におけるリスクも特定要。その際、エンドユーザやPFに参加していない第三者が受けた損害の責任の所在が不明確にならないようにすることが重要。
例：参加者間又は参加者と第三者との間に紛争が生じた際、紛争解決を当事者に委ねる場合とPFが関与する場合とのリスク検討

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step3

Step3 : リスクへの対応方針の決定

- ・影響 : 当該リスクがどの程度ステークホルダーの信頼を毀損しデータ流通を阻害するか
- ・頻度 : 当該リスクがどの程度の頻度で発生し得るか

を踏まえてリスクへの対応方針を決定する。その際、対応によって生じるデータ流通の制約下において、求められている価値が創出可能か否かについても考慮をする。

<リスク対応の種類>

	影響小	影響大
頻度高	<p>軽減 : リスクを受容可能なレベルに減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : 意図しないデータ利用を防止するため、データ利用条件に疑義が生じないよう、選択可能なデータの利用条件を明示する。 ・例 : プライバシー尊重のため、個人情報について適切な同意取得がされるよう、特定要件を満たす同意取得プロセスをPF参加者に課す。 	<p>回避 : リスクの原因を取り除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有する ・例 : 個人の権利・利益の保護のため、PF上で個人情報を取り扱わない
頻度低	<p>受容 : 対策を行わずに受け入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : サービス拡大に際し、個人情報についての既存の同意取得範囲を確認した結果、新サービスについても適切な同意取得がなされていると判断した場合、プライバシーポリシーの改定や同意の再取得を行わない。 	<p>転嫁 : リスクの結果と責任を第三者へ移す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例 : PF参加者に情報漏洩について保険加入を課す

リスク対応方針とルールの関係

ルール設計	イメージ (仮想事例)
リスク対応方針	PF参加企業の経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有
→ ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業の経営上の秘密を最大限に尊重 ・十分な情報漏洩防止措置を参加要件化 ・参加者にとって透明な審査プロセスの実施
→ 契約	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩防止措置の義務化と違反時のペナルティ規定 ・新規参加の審査・決定プロセスの規定 ・退会時の義務の規定
→ プロセス・IT	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参加の要件審査をし、参加可否を全既存参加企業にはかる会議体の運用 ・情報漏洩防止措置に必要なソフトウェアの配布
→ 人材・組織	・上記会議体の事務局組織の構築
→ 評価方法・指標	・情報漏洩防止措置の実施状況 (最新ソフトウェアのインストール状況、教育の実施状況等) の調査と結果の公開

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step3の留意点

1. リスク対応方針に基づいて、ルールの実装を実施することになる。
2. 「回避」対応はデータ流通への制約が大きく、制約下において求められている価値の創出が可能かどうか注意が必要。
3. リスクへの対処方針を検討する過程で、特に求められている価値の創出が困難となる場合には、価値創出プロセスの再検討が必要となる場合もある。その場合にはStep1に戻って再検討を行う。リスクが受容可能なレベルになるまで、Step1～Step3を繰り返す。
4. 「転嫁」対応をとっても、全てのリスクを第三者へ移転できるわけではない点は注意が必要。残ったリスクに対して別途対応方針を検討する必要がある。
例：情報漏洩保険に加入しても、金銭的なリスクは移転できるが社会的信用の失墜には対応できない。
5. **ルールの再設計が必要となるタイミングを把握することができるよう、決定したリスク対応方針の見直しが必要となる要因についても検討しておく。**

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step4

Step4 : ポリシー設定

リスク対応方針の実行を価値創出プロセスの関与者をはじめとするステークホルダーに対して約束するため、PFにおける「データ取扱いポリシー」を定め、関与者に説明する

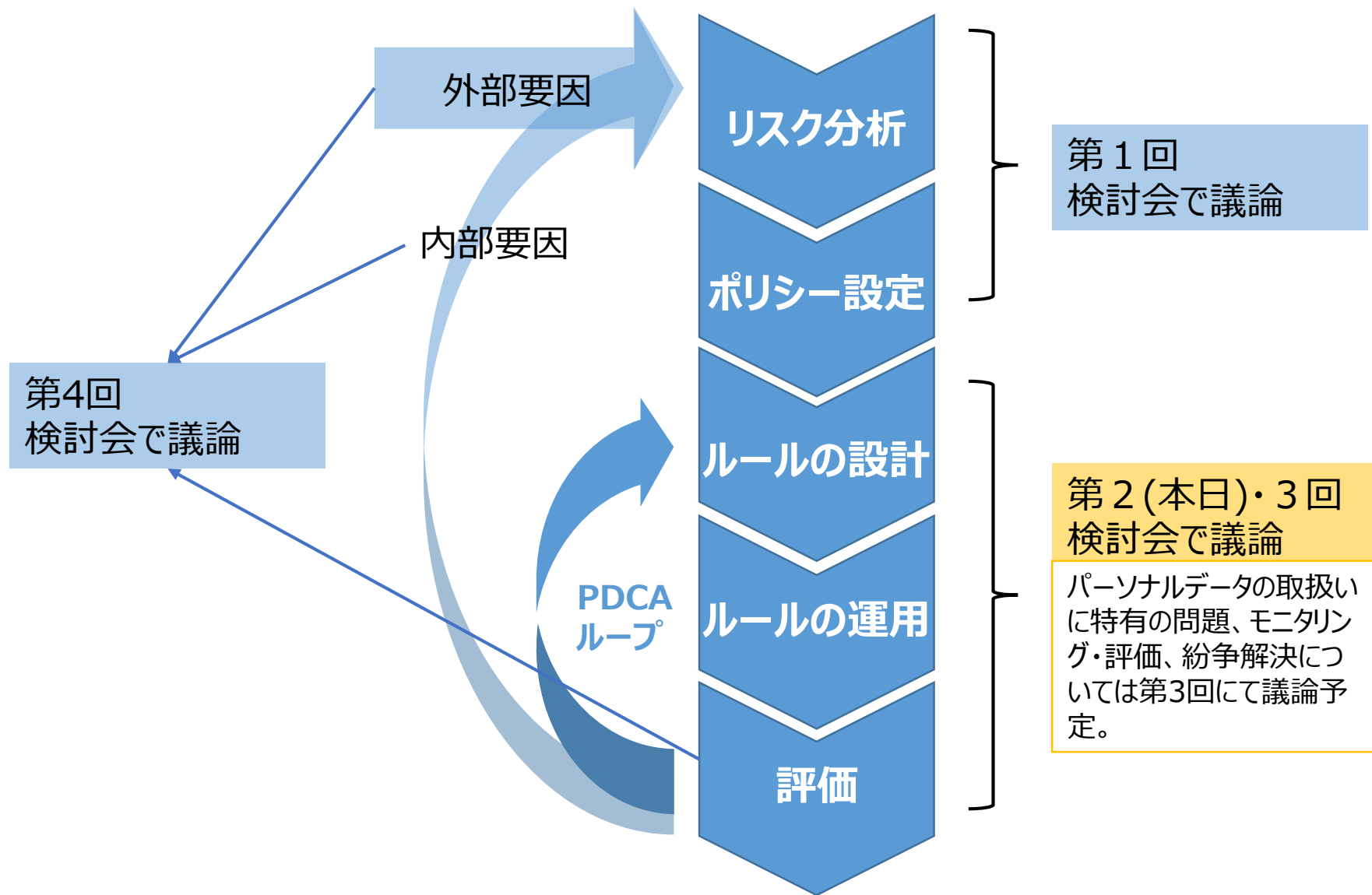
「データ取扱いポリシー」の役割

1. PFに実装されるデータ取扱いルールをステークホルダーに理解頂くことで、ルールに対する信頼を醸成する
2. PF運営者及びPF参加者に対して、データ取扱いルールの遵守を促す
3. ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションと協議の機会を提供し、PDCAサイクルの実行とルール再設計の必要性把握を可能とする

<留意点>

1. リスク対応方針そのものと共に、リスクへの対処方針を決定した際の価値基準・価値観（例：プライバシーの尊重、PF参加者の経営上の秘密の保護）が、ステークホルダーに容易に理解できるような内容とする。
2. ステークホルダーへの説明の方法、PF参加時の参加者への提示の仕方、ポリシーの更新時のプロセスと説明・提示の仕方についても検討が必要
3. PF運営者だけでなくPF参加者やその他のステークホルダーにとっても必要性が理解され、共感される内容とする。特にプライバシーの尊重に関するポリシーは、価値創出プロセスに現に関与している個人（被観測者）だけでなく今後関与する可能性のある個人（被観測者になり得る者）に向けても、分かりやすく説明を行うことが重要。
4. データ取扱いルールの実効性を担保するためどのようなPDCAサイクルを回す方針なのか、必要が生じた際適切なタイミングでルールを再設計できるような方針を掲げるのかも表現することが望ましい。

第2回検討会での議論



ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5

Step5 : ルールの設計

リスク対応方針の実行のため実効性あるルールを実装すべく、「ルール設計の際に検討すべき事項」を検討する。全体で①具体的で、②ステークホルダーに対して分かりやすく、③変化にフレキシブルなルールとなるよう留意すると共に、「ルールが備えるべき重要な機能」について十分な検討を行う。

ルール設計の際に検討すべき事項		特徴	要求レベル		
			①	②	③
ポリシー (Step4で設定)	データを取扱うに際しての価値観・方針を分かりやすく説明するもの(例: プライバシー憲章)	ステークホルダーに理解しやすい内容であるにはコンセプトの明確さが重要であるため、具体性を持たせることは難しい場合がある	低	高	中
契約	ポリシー遵守のため、取引の相手方と約束すべき事項(例: 利用目的・期間、第三者提供範囲)	契約当事者にとって明確で分かりやすい内容であることが必要。頻繁に更新することは難しいため、ルールのフレキシビリティを担保するためには具体的な規定が難しい場合がある	中	高 ~ 中	中
プロセス・IT	ポリシーおよび契約の遵守のため、自身が実行すべき処理やこれに必要なIT(例: 同意取得・コネクタ)	アクションアイテムのレベルの具体性が必要	高	中	高
人材・組織	プロセスの実行やITの導入・運用に必要な人材の確保・育成、組織の構築・運営		高	中	高

リスクを特定する際の着眼点

1. プライバシーの尊重
2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重
3. 公正な取引の実施
4. 1.~3.のためのガバナンスの構築

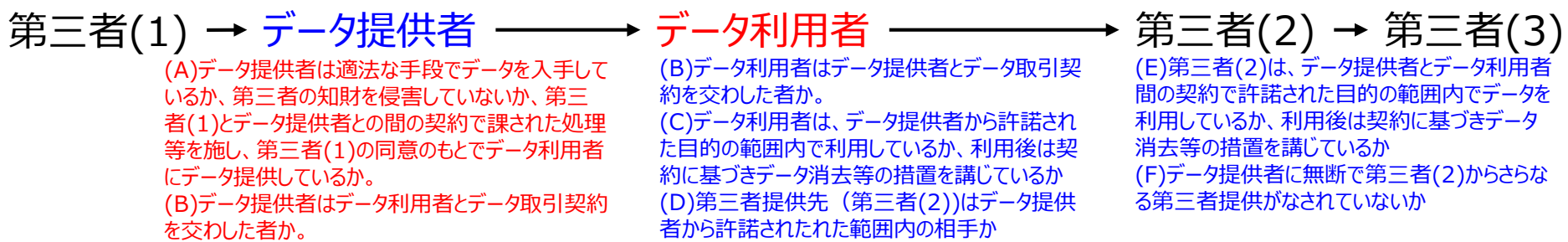
ルールが備えるべき重要な機能

1. データへのコントロールビリティ担保
2. 公正な取引の担保
3. ルール運用のモニタリング・評価メカニズム
4. 紛争解決のメカニズム

← 本日議論

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5 コントローラビリティ

<データ取引当事者（データ提供者・データ利用者）の関心事>



PFの利用規約およびIT(コネクタ)がコントローラビリティの担保について取り得る措置					
関心事	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)(F)
PFの利用規約	データ提供者による表明保証とデータ利用者による表明内容の確認を必須化	データアクセス前に契約当事者の真正性を確認することを必須化	包括的なデータ利用目的で契約を締結する際には、データ提供者にその旨明確に説明し合意を得ることを必須化	包括的な第三者提供範囲で契約を締結する際には、データ提供者にその旨明確に説明し合意を得ることを必須化	データ利用者、 ・第三者提供先のがバナンスを管理・監督すること、又は ・第三者提供先に利用目的・さらなる提供先の報告義務を課すことを必須化
コントローラビリティは、プライバシー尊重、知的財産及び経営上の機微情報の尊重に必要。Step3においてこれらに関するリスクへの対応方針を検討する際、影響度合いが大きく「低減」するの「影響度合いが小さく「受容」可能なかを判断し、判断結果に応じて、上記措置の採否を検討する。					
IT	第三者認証サービスが必要？(※1)	来歴機能・契約機能で担保可能？	第三者認証サービスが必要？(※1)		
データ取引タイプ(※2) 毎のコントローラビリティの要求度合い					
①Open	高	高	低	低	低
②Share	高	高	高	高	高
③Close	高	非常に高	非常に高	非常に高	非常に高

※1:データ提供元もしくは第三者が提供するストレージ空間上でデータ提供先（第三者提供先を含む）がデータにアクセス・処理して結果だけを持ち出し、当該ストレージ空間上で当該アクセスと処理の来歴管理をするテクノロジーおよびサービスが必要ではないか？

※2:① Openタイプ：不特定の相手へ第三者提供可能、利用目的の限定は原則なし、有償・無償問わず。② Shareタイプ：提供者が同意した相手に同意した利用目的の範囲でのみ第三者提供可能、③ Closedタイプ：特定の相手のみ特定の利用目的の範囲で提供・第三者提供は原則不可

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5 コントローラビリティ

利用規約の遵守を促すための検討事項		
要件等事項	方法例	備考
ペナルティ設計	<ul style="list-style-type: none"> 外部ネットワーク効果 PFが参加者に提供する代替不可能なデータ・サービス 等を梃に、利用規約違反が認められた参加者について、一定期間PFへの参加を禁じたり、参加資格を取り消すペナルティを課す。	<ul style="list-style-type: none"> 梃となるビジネス関係の存在が前提。PFの立ち上げ時はこれが存在せず、有効な手段とならない場合も多い。 利用規約違反の申し立てを可能とする仕組み、利用規約違反についての透明な審査基準と中立な審査プロセスが必要
認定制度の設計・利用	<ul style="list-style-type: none"> 所定の要件を満たす人材教育プログラムを実施していることの認定取得 所定の要件を満たすガバナンス組織を構築（例：責任者の指名、第三者諮問機関の組織）していることの認定取得 ISMS認証、Pマーク等、公的な認証取得 等を参加者に促したり、参加条件とする	<ul style="list-style-type: none"> ルール運用コストに見合う効果が得られるか（どの程度利用規約遵守を促す効果があるか）見極めが必要。ルール運用コストが高いと、PFへの参加者が増えず、かえってデータ流通が進まないおそれあり

ルール設計・運用・評価のガイダンス(案) : Step5 取引の公正性

公正性に関する問題	データ取引市場がとり得る措置の例	データサービスPFがとり得る措置の例 (データ取引市場とデータサービスPFの役割も双方を果たすものを含む)
<p>データ利用目的（創出する価値）に関する問題</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> カルテル目的のデータ共有 PFが生成した参加者のPF上のアクティビティ情報を利用し参加者と競合するサービスをPF自身が有利な条件で展開 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者間の不公正な目的のためのデータ取引を利用規約で禁ずると共に、違反時のペナルティを規定(※1) 	<p>左記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> PF自身と参加者との間の不公正な目的のためのデータ取引を利用規約で禁ずると共に、違反時のペナルティを規定(※1) PFが実施するサービスに制限を課す(例:参加者と競合するサービス提供の禁止) PFが記録・生成する参加者のPF上のアクティビティに関する情報を当該参加者にもアクセス可能とする
<p>データ取引条件に関する問題</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請けから不公正な条件でデータを取得 他のPFへのデータ提供を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者間の不公正なデータ取引条件を利用規約で禁ずると共に、違反時のペナルティを規定(※2) 参加条件の透明性を担保することで、PFが不公正な参加条件を課すことを防止(例:参加条件の公開) 	<p>左記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> PF自身と参加者との間での不公正なデータ取引条件を利用規約で禁ずると共に、違反時のペナルティを規定(※2)
<p>規模の経済・ネットワーク効果による弊害</p>	<ul style="list-style-type: none"> データポータビリティ・インターオペラビリティの確保措置を実装 	

※1: 利用規約違反の申し立てを可能とする仕組み、利用規約違反か否かを審査するための透明な審査基準と中立な審査プロセスが必要。特にデータサービスPFの行為について審査する場合は、第三者による審査の仕組みが必要

※2: 取引条件に対するモニタリングメカニズムや不公正な取引条件について申し立てを可能とする仕組み、不公正な取引条件に該当するか否かを審査するための透明な審査基準と中立な審査プロセスが必要。特にデータサービスPFが当事者となる取引条件については、第三者による審査の仕組みが必要。

本日も議論頂きたいこと

1. ルール設計全般について事項について(p.10)
 - 検討すべき事項（ポリシー、契約、プロセス・IT、人材・組織）
 - 求められる要件（①具体的で、②ステークホルダーに対して分かりやすく、③変化にフレキシブル）と要求レベル
 - ルールが備えるべき重要な機能（データへのコントローラビリティの担保、公正な取引の担保、モニタリング・評価のメカニズム、紛争解決のメカニズム）
に不足・修正すべき点はないか
2. コントローラビリティについて
 - PFの利用規約およびIT(コネクタ)がコントローラビリティの担保について取り得る措置に追加修正すべき点はないか(p.11)
 - 利用規約の遵守を促すための検討事項に追加修正すべき点はないか(p.12)
3. 公正な取引について(p.13)
 - 公正性に関する問題について修正すべき点はないか
 - 取り得る措置として追加・修正すべき点はないか